

雲南市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年10月23日

雲南市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部改正が施行され、「農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を言う。）（法第6条第2項）」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

本市は、面積の大半を林野が占める典型的な中山間地帯となっており、水稻以外の作物への転換が困難な状況にある。また、農業者の高齢化及び農林作物等への鳥獣被害が深刻化してきており、農地の荒廃化が進む傾向にある。さらには、認定農業者、集落営農組織等への農地集積を推進してきたが後継者の育成等の課題から思うように進んでいない状況である。このことから、担い手への農地利用の集積、集約化を図るため地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条1項）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要があると考える。

このような現状を踏まえ、地域の特性を考慮しながら活力ある農業、農村を築くため、法第7条1項に基づき、農業委員会委員（以下「農業委員」という。）と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、雲南市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する島根県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する雲南市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標とその実績及び推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	3,490ha	7.4ha	0.21%
3年後の目標 (令和8年3月)	3,460ha	1.0ha	0.03%
目 標 (令和15年3月)	3,390ha	1.0ha	0.03%

注：「管内の農地面積」は、直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消に向けた具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

また、利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。そして、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム等」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて農地所有者と協議の上で速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	3,490ha	590ha	16.9%
3年後の目標 (令和8年3月)	3,460ha	2,318ha	67.0%
目 標 (令和15年3月)	3,390ha	2,712ha	80.0%

【参考】担い手の育成・確保

(単位：戸、経営体)

	総農家数 (うち、主業農 家数)	担い手			
		認定農業者 (個人)	認定新規就 農者	農業参入法 人	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (令和5年3月)	3,256戸 (152戸)	31	4	48	68
3年後の目標 (令和8年3月)	3,200戸 (152戸)	33	4	50	68
目 標 (令和15年3月)	3,100戸 (150戸)	38	3	52	70

注1 「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを
基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値であり、この参考値は、「
地域計画」等の見直しにおいても活用する

注2 「総農家数(うち、主業農家数)」は、2020年農林業センサスの数値を記入

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り
方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

担い手育成支援室を通じて農林振興部農業畜産課、島根県、JA、しまね農業振興公社
等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営
の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等
についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討す
るなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを検討し、地域が必要とする取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和5年3月）	1 人 0. 1 ha	0 法人 0. 0 ha
3年後の目標 （令和8年3月）	3 人 1. 0 ha	2 法人 30. 0 ha
目 標 （令和15年3月）	10 人 3. 0 ha	4 法人 60. 0 ha

(2) 新規参入に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携について

担い手育成支援室を通じて農林振興部農業畜産課、島根県、JA、しまね農業振興公社等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（個人、法人）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。また、併せて新規就農を目指す農業者の情報収集、就農相談に応じる体制の整備を図りながら新規参入しやすい環境整備を行っていく。

②新規就農フェア等への参加について

関係機関との連携により農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努める。

③企業参入の推進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であ

ることから、しまね農業振興公社も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

雲南市において作成された「地域計画」に基づき、農地の効率的且つ総合的な利用の実施に向けて雲南市農業委員会では次のとおり役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力